平成２６年（フ）第７０号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２　野口団地７―101号
債務者　畑　　俊幸
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７１号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２　野口団地７―101号
債務者　畑　　京子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８３号
兵庫県赤穂市東有年455番地
債務者　高見　義智
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目69番地２、旧住所　鳥取県鳥取市卯垣１丁目103番地
債務者　イノウエ　ジェネリン　ピンピン（ＩＮＯＵＥ　ＪＥＮＮＥＬＹＮ　ＰＩＮＰＩＮ）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
広島県東広島市八本松町宗吉1372番地１　マミーコーポ102号
債務者　宇野千惠子（旧姓桝本）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
愛媛県宇和島市津島町高田丙452番２
債務者　松廣　　憲
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１３８２号
福岡市東区土井３丁目12番14―101号
債務者　梅川東洋男
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２５号
福岡市博多区那珂２丁目15番２―303号
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７３号
福岡市南区大橋２丁目１番16号
債務者　池本　　潤
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５７号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南２丁目３番７号シティベール海老津Ｂ棟103
債務者　三浦　菊代
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９４号
福岡市中央区黒門５番28―401号
債務者　木下　栄子（旧姓相園）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３５号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―619号
債務者　砂月由美子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２号
福岡市中央区地行３丁目18番11号
債務者　濱田　祐喜
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７号
福岡市城南区神松寺３丁目10番２―804号
債務者　原　紀美子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２号
福岡市西区内浜２丁目17番６―208号
債務者　柏木　幸二
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７号
福岡市南区高宮２丁目１番38―402号
債務者　山下　広美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１号
福岡市博多区板付５丁目９番32―103号
債務者　堀　　理枝
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部